

開 議 午前 9時00分

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

（「議長、動議」と言う者あり）

議長（板谷 信君） まだ入っていないだけんが。もう少し待ってて。言うで。

（「はい」と言う者あり）

議長（板谷 信君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、本日の説明員は10月11日の日と同様ですので、御了承ください。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

10月11日から10月20日まで住民投票条例特別委員会を開催し、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例について、終日熱心にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

（「動議」と言う者あり）

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 2番、太田です。

議長の不信任動議の提出について述べます。

住民投票の条例制定についての審査特別委員会が行われてまいりましたが、この審査会における議長はアドバイザーというお立場でありましたけれども、その議長のアドバイザーとしての、アドバイザーらしからぬ議長の先導、誘導的な姿勢は大変目に余るものであり、中立公正な姿勢とは言えない状況がしばしば繰り返されました。

議長（板谷 信君） あ、太田議員、あの、これは議長の不信任決議案の提出ということですか。

2番（太田侑孝君） そうです。

議長（板谷 信君） それなら。

今、太田議員より議長の不信任決議案について動議が提出されました。

これについて賛成の方はおりますか。

（賛成者あり）

議長（板谷 信君） はい。賛成は1人以上ですので、この動議は成立しました。

休憩します。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時40分

議長（板谷 信君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。
ここで議長の席を高畑副議長に代わります。

日程の追加

副議長（高畑雅一君） ただいま、議員から発議1件が提出されました。
これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたい
と思います。

議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（高畑雅一君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定
をいたしました。

先ほど提出されました議長に対する不信任決議案の動議についてであります。

お諮りをいたします。

本動議を議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（高畑雅一君） 異議なしと認め、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 発議第3号 議長不信任決議案の提出について

副議長（高畑雅一君） 発議第3号、議長不信任決議案の提出についてを議題といたし
ます。

板谷議長の退席を求めます。

（板谷信君退場）

副議長（高畑雅一君） 次に、動議提出者の説明を求めます。2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それでは、議長不信任決議案の提出理由について申し述べます。

一つには、投票年齢を下げる工作を委員会が開かれてもいないときから、第1、第2
委員長に行わせ、議長名で委員会出席の要請書を学校へ届けました。

また、委員会に諮らないで勝手に破棄させたこと、これは11日の日に提出をし、11
日の夕方には破棄しているという公文書でございます。これは川根高校の校長あてと中
川根中学校の校長あてでありまして、とりわけ意見を求める事項の2つ目にあります住
民投票条例における投票資格の扱いについてという文言が入っております。このことは

非常に重大な問題でありますし、特別委員会の委員会の中での了解を得た手続きにはなっておらず、全く議長名でもっての公式文書が大変悪い状況で扱われているということです。

2つ目には、参考人でありました署名運動の請求代表者に対しまして、事業の原案が提出されているわけではありますが、こんなに事業費がかかるというふうにあおるような数字を出しているというような、請求者に対して本当にこんなにお金がかかるのかというような質問をされておりますが、これを問い詰められた請求者より、自分たちは住民に示された数少ない情報の中で得た数字から想定したままで、それが正確か間違っているかは議会が行政に資することだと、こう反論されておりますが、またこれに対して2,000何百の数字の署名が集まって、ここに出されて議論になっている。どういう説明をして署名を集めたのか知りたいと、いわゆる署名のやり方に疑問を挟んだような発言がされております。さらには請求者の行動、署名運動の行動を疑うような発言をしております。

3つ目は、住民投票をやって賛成が多くても、年内に詳細設計をやらないのでは補助事業は見込めないと、この事業はもう終わりだというような考えを述べておりますが、住民投票をやること自体、住民に選択肢がなくなるとのことも言っております。この事業に賛成が多くても、この事業はやらないというようなことで全く正反対な発言であります。補助がつく証拠を示せというようなことも、賛成議員の方に求めたり、補助金がなくなる証拠も示さないで、逆に住民投票に賛成している議員だけに補助がつく証拠を示せというような詰めより方をしていいます。議長としての公平性、中立性も全く見られない発言であります。

4つ目は、町長の賛成意見が出されておりましたが、この意見に対しまして、条件がそろそろと町長が議会に意見をつけて提出することになっているので、建前上、まあ、形式上ということもあったと思いますが、町長の意思を勝手に歪曲して、公平中立でなければならない議長の立場を明らかに逸脱した数々の行為であります。

さらに昨日の特別委員会におかれましては、最初の段階で、私の方からも委員長不信任決議案提出の動議を出したわけではありますが、これは、当町議会の委員会運営規則には条文がないという理由、あるいは事務局で全国町村議長会議事調査部の方へ、事務局の方で電話をして問い合わせをしたということでありましたけれども、私どもの方で、事後、同じように全国町村議長会の方へ電話をして問い正したましたところ、向こうの見解は、議長や委員長の不信任決議は法的な拘束力はないため、道義的責任をとる意味で可決された場合、本人が辞任するというケースはあるものと思う。今回のように、委員会採決がされた後の委員長不信任決議は可決された場合であっても、委員会報告が終わり職務が完了するまでは委員長職を継続するというケースが多いのではないかと思います。3つ目は、ほとんどの場合、議長や委員長の不信任決議案提出を拒む理由はないものと思うと。こういう判断の返答をいただいております。

今委員会では議長の非常に横暴とも言えるような先横的な姿勢は、このケース以外にも随所に見られました。住民投票条例を否決の方向へ誘導する議長の不当な委員会への干渉は、結果的に委員長採決で否決へ運んだ委員会の裁決の事実がそれを証明しているといってもよいと思います。

委員長信任決議案提出の動議を却下する方向へ導いた行為は非難されるべきものであり、議長不信任決議案提出の一つの大きな理由であると思われます。

以上であります。

副議長（高畑雅一君） それでは以上で説明が終わりました。

次に質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（高畑雅一君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に移ります。

討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（高畑雅一君） なしと認めます。

これより本件を起立によって採決をいたします。

議長不信任決議案の動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（高畑雅一君） 起立5人。賛否同数ですので副議長採決といたします。

今回の議長不信任案、決議案・・・決議・・・議長不信任案は否決といたします。

それでは、板谷議長の入場を認めます。

（板谷信君入場）

副議長（高畑雅一君） それでは議長の席を交代いたします。

日程第1 議案第34号 川根本町独自の情報通信整備事業について 住民の意思を問う住民投票条例について

議長（板谷 信君） それでは気を取り直して続けたいと思います。

日程第1、議案第34号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例についてを議題とします。

本案について住民投票条例特別委員長の報告を求めます。住民投票条例特別委員会委員長、中澤智義君。

8番（中澤智義君） 皆さん、おはようございます。

それでは本臨時議会において住民投票条例特別委員会に付託された議案第34号について、会議規則第77号の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

10月11日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程、審査要領等について協議を行い、午前10時30分より請求者益井氏ほか2名の出席のもとで請求の要旨の説明が行われました。

内容について各委員より質問が行われました。主たるものを抜粋します。

委員。「私たちは、川根本町情報通信整備事業計画全体に反対するものではありません」と記載されておりますが、これについて説明をお願いしたいとの質問。

請求者。全体に反対しているものではなく、署名をいただいた中には賛成者の方もいる。当局より昨年説明があっただけで事業を遂行しようとしたことと町民への負担が多いことを計画書の中で感じ、署名活動を行った。方法手段を明確に説明すべきだとの回答。

委員。あなたがたは完全に反対と感じていたが、何か肩すかしをくった感じがする。投票になり反対が多くなったときはどのように考えるかとの問いに、請求者。方法手段を双方からの人数を選び検討して推進を考え、町民が求めているものを考え出していくことが必要との回答。

委員。郵送による投票を考えているというような言い方があるが、法律的に可能かとの問いに、請求者。高齢化が進み投票所も遠くなった。提案しただけで今回は考えていないとの回答。

委員。署名の依頼はどのように行ったか。新聞の折り込みちらし等を持っていったのではないかとの問いに、請求者。内容だけの文章を見せた。ほかの方もそうだと思うとの回答。

委員。折り込みちらしが、減価償却費1億円は公設ではかからないし、維持管理費1億円は文章の中では7,000万円なのに上がっているのはなぜかとの問いに、請求者。公設のものとは考えず会社の場合とみて書いた。設備にかかると思って載せたとの回答。

委員。選挙では1票でも多い方が総意となるが、こうした点はどう見るかとの問いに、請求者。選挙法に準ずるので投票の多いを総意と見て行政や議会にも重く受けとめていただきたいとの回答。

委員。住民投票で明らかにしたいのは、どの辺の基準、目標にしてやるのか。請求者。住民投票条例を出したのは、行政側が出してきた昨年の事業計画について、賛成か反対ということであり、今年の8月30日全協で示された案が現時点の事業計画であれば、そのことに対して賛成か反対かと、ただそれだけであり、それ以上でも以下でもないとの回答。

以上のようなやりとりがあり、それぞれ確認されました。

13日午後より請求者益井氏ほか2名の出席のもとで、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の原案と、行政が作成した素案との審議をしました。その中で、第4条、第11条、第14条の内容確認が持ち越しとなりました。

14日9時より12時4分まで会議を行い、原案と素案と、素案を・・・原案と素案を

原案とする協議を行いました。

請求者益井氏が出席できる時間が午後3時からということで、3時から会議を再開し、第4条、第11条、第14条の内容確認を行いました。

17日9時から11時55分まで、N T T回線接続について話し合いを行い、午後から修正案提出者による修正案の内容を審査しました。

20日9時より行政に質問をしてありましたN T Tとの接続について説明を受けました。

その後、議案第34号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の修正案の提出がありました。提出者市川昌美君から説明を受け、修正案、原案に対する質疑を行いました。質疑はなく討論に入りました。

まず、修正案の反対者から討論、賛成者の討論を行い、次に、原案に反対者からの討論、賛成者からの討論を行い、先に修正案の採決を行いました。

賛成者の起立を求め、賛成者、反対者が同数のため、委員長裁決により否決と裁決しました。

続いて原案に対する採決を行い、賛成者の起立を求め、賛成者、反対者が同数のため委員長裁決により否決と裁決いたしました。

以上の結果、議案第34号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例については、委員会の報告は否決です。

5日間の特別委員会でしたが、委員の皆様、慎重に審議をしていただきまして誠にありがとうございました。

なお、委員長の否決の理由は、反対者の討論にもあったとおり、情報通信が著しく利用できない地域の人たちが多いため・・・多い地区、あるいは徳山、千頭、上長尾地区の情報通信が比較的良好な地区の人たちの声に埋没してしまうという、このため、住民投票ではこうした声が埋没してしまうため、住民投票は住民の意思を問うに、あるいは総意を問うにあまりふさわしくはない、そういう判断です。

また、学校の教育の場でパソコン等の使用をする、授業をする場合、生徒が一度に使うと出力が低下し、生徒たちはパソコンが固まると言っていますが、使用が不能になり授業に差し支えが出ている。こうしたことが、こうした声が住民投票では反映されない、このように判断いたしまして私は否決といたしました。

私のは以上です。以上終わり。

(何か言う者あり)

議長(板谷 信君) 委員長報告が終わりました。

住民投票条例特別委員会は議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(板谷 信君) 10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 特別委員会は議長を除く全議員が委員になって審査をしまし

たけど、ただいまの委員長報告で1点事実関係と違う報告がありましたので確認をしたいと思います。

それは「あなた方は完全に反対と考えていたが、何か肩すかしをくったような気がする」という報告がありました。この点は、私は黙って聞き過ぎることができない重大な問題です。なぜなら、こういうちらしを、そういうふうな書いたちらしを出したわけですね。そしてちらしを出す日に議運を開いて、こういうちらしを今から新聞に入れるんだけどいいかということで確認をされましたけど、読んでみたら今の言葉がありました。

ちらしには委員ということだけ書いてありましたけど、これは記録を読めばはっきりと私が発言した、ほぼ発言したものに近いということになります。

確かに私はこういうふうなことを聞きました。でも完全に反対と考えていたがとか、その、肩すかしをくったような気がするといった理由が、委員長が今述べたような理由で言ったのではなくて、その前にいろいろなやりとりがあって、この事業のどこが悪いと考えているのかと、請求代表者に質問した委員がいました。それに対して請求代表者が自分たちは何の説明もなく巨大な事業が住民不在で進むのを止めたかった、賛成者も、署名された人には賛成の方もいたというふうなことも、多分、私は議事録を持っていませんし見ることもできませんので、いたと思います。そのときに私は、この事業にどこが、どこが悪いところを、あるという答えが出るかと思って反対と考えたんだけど、肩すかしを、何か肩すかしをくったような気がするということ、確かにそれは述べました。

でも、完全にという言葉は言わなかったということで、議運で、その場で記録を打ち出したものを確認をして、完全にという言葉はなかったということを確認したはずです。

でも、ちらしを今から入れるからこれは直せない、もうこれをやめたらちらしを全部没にしたら、傍聴席ができて住民の人たちの傍聴ができるようになったんだよっていうことをお知らせするのが主なちらしだという説明を前日は聞いていたもんですから、私は、それは大事なことだと思って、全部を没にするのは大変だと、でもこのことを全協で言ったら、報告したら議員の皆さんも黙ってはいないですよと、私はそのときはっきり言いました。

でも、それでもちらしを出して、町民の皆さんに傍聴できるようになったっていうことお知らせすることが大事だということで、私は、じゃあこの意見は私の意見ではなくてみんなの意見だということで出してくださいねっていうふうにお願いをしました。了解して合意したはずですよ。そうですね。

ところが、委員長報告は記録を読み上げる、記録の中から抜粋して読み上げたわけですよ。完全にという言葉がないのになぜつけたのか、そこのところを答弁をお願いします。

議長（板谷 信君） ああ、質問をする場所ではありません。あと、鈴木議員には少数意見の留保もしていますから、そのところで言ってください。

10番（鈴木多津枝君） 書いていません。

議長（板谷 信君） 質疑をする部分のところではありませんので。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(板谷 信君) 次に本案について、鈴木多津枝議員から会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。10番。

10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

10月20日の住民投票条例特別委員会において留保した少数意見を次のとおり会議規則第76条第2項の規定により報告いたします。

1、議案第34号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例について。

2、意見の要旨。委員会採決の折り、修正案に反対の討論で述べられた理由は、第7条第3項は原案で「川根本町独自の光ファイバー整備事業」としているのを、修正案では「川根本町独自の情報通信整備事業」として事業の幅を広げたということ。それから原案への反対の理由は、第7条第2項で「複数の案から一つを選択し、自ら丸の記号を記載し」となっているのに、第3項では「事業に賛成か反対かの二つしか選択できないのでは、町民の意思を反映することはできない」などとして「住民投票を行うと補助がなくなり、事業が進められない」とのほぼ3点が主な反対の理由だった。

また中澤委員長が町の計画はNTTにつなぐことができないから反対としていたが、つながることができること知り賛成になったとの発言が問題になり、最後まで決着がつかないまま可否同数の委員長裁決で一言の理由も明らかにしないで可決と断定したこと・・・、すいません、否決と断定したこと。

これに対し、委員長不信任の動議が出されたが、自治法に委員長の不信任は規程がないとして動議の採決も行われなかったことは重大な事実であること。そして、ただいまの委員長報告に対する不誠実な取り扱い方を少数意見の留保で求めます。

議長(板谷 信君) はい。ええ・・・。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(板谷 信君) 5番、小藪君。

5番(小藪侃一郎君) 5番、小藪侃一郎です。

修正案を、この住民投票条例に対する修正案を提出いたします。

議長(板谷 信君) はい。これに、ただいま出されました小藪議員の修正案の動議について賛成の方はおりませんか。

(賛成者あり)

議長(板谷 信君) はい、この動議は1人以上の賛成がありますので成立しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時12分

議長（板谷 信君） 引き続き、会議を再開します。

それでは議案第34号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例についての修正案を議題とします。

提出者小藪侃一郎君の説明を求めます。

5番（小藪侃一郎君） 議案第34号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例に対する修正案。

平成23年10月11日開会された第一回臨時会に上程された、議案第34号について請求者代表から提出された条例案に町長より「今回2,221名という多くの町民の皆様からの署名が集まり、この事実を大変重く受け止めております。本件計画については町民一人一人に主体的な意思を表明してもらうことも有効な手段であると考え、住民投票条例の制定について賛成の意を表するものであります」と述べられ、その上で提出された条例には課題もあるとして「町の意見を付した条例案」が示されました。

それを受けて、議長より特別委員会での審査を求められ、同日議長を除く11人の議員で構成された住民投票条例特別委員会が設置されて、11日、13日、14日、17日、20日と付議された案件について、連日住民の傍聴者や報道関係者が注視する中で審査が進められて、委員会で1条ずつ丁寧に、請求者と住民投票を実施する立場の行政、委員会委員、3者の意見を確認しながら、ほぼ合意を得ての慎重かつ真剣な審査が進められました。

その中で、請求者提出案及び町長意見書の課題とされた意見の中で修正が適当とされた条例について検討した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の2の規定に基づき、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例案の修正案を提出。20日の特別委員会では賛否5対5で中澤委員長の委員長決裁で否決となりました。

請求者代表が特別委員会で「この署名の中には今回進めようとしております情報通信整備事業に賛成するたくさんの住民も含んだ2,221名の署名です」と述べられました。

住民の声の代弁者である議会として、有権者の3分の1程にも当たる2,221名の署名を重く受け止めるなら、この住民投票条例が議会の意思として成立されるものと信じて、この案件を川根本町議会に提出します。

平成23年10月21日。提案者川根本町議会議員、小藪侃一郎。以上です。

では、議案第34号、川根本町独自の情報通信基盤整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の一部を次のとおり修正いたします。丁寧に読みますので、ちょっと長くなるかもしれませんが。

第2条第1項中「ために」を「ため」に、「いう」を「いう。」に、「行なう」を「行う」に改める。

第3条に次の1項を加える。2、町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を川根本町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

第4条中「（以下、「投票日」という）」を、「（以下「投票日」という。）」に、「本条例の施行後に町長が定める日曜日で、情報通信整備事業決定の前までに実施するものとし、町長は投票日の5日前までにこれを告示しなければならない。」を「川根本町独自の情報通信整備事業の詳細設計に着手する前までに実施するものとし、平成23年12月31日までの日曜日で町長が定める。」に改め、次の2項を追加する。2、町長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対し、当該投票日の40日前までに通知しなければならない。3、選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日の5日前までにこれを告示しなければならない。

第5条中「（以下、「投票資格者）」を「（以下「投票資格者」という。）」に、「年齢満20歳以上の日本国民で、住民基本台帳に登録されている者のうち、3か月以上川根本町に居住している者とする。」を「、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）に規定する川根本町の議会の議員及び長の選挙権を有する者であって、前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）において、川根本町の選挙人名簿（法第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。）に登録されている者及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。」に改める。

第6条中「住民投票における投票資格者について、川根本町独自の情報通信整備事業についての意思を問う」を「川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う」に、「（以下、「名簿」という）」を「（以下「名簿」という。）」に改める。

第7条第2項中「記載しなければならない。」を「記載し、投票箱に入れなければならない。」に改め、同条第3項中「「町独自の光ファイバー整備事業に賛成」「町独自の光ファイバー整備事業に反対」とする。」を「「川根本町独自の情報通信整備事業に賛成」及び「川根本町独自の情報通信整備事業に反対」の2つとする。」に改め、同条第4項中「前項」を「第2項」に、「または」を「又は」に、「など」を「等」に、「規則の定めるところにより投票することができる。」を「法第48条の規定により代理投票を行うことができる。」に改める。

第8条の見出し中「おいて」を「おける」に改め、同条第1項中「場所に（以下、「投票所」という）に行き」を「所定の場所（以下「投票所」という。）において」に、「または」を「又は」に、「投票しなければならない。」を「投票することができる。」に改める。同条第2項中「規則で定める理由により、投票所に行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。」を「投票日に自らの仕事への従事、又はその他の事由により、投票することができない投票資格者は、法第48条の2の規定により、期日前投票をすることができる。」に改める。

第 10 条中「適切」を「適正」に、「町独自の光ファイバー整備事業について」を「川根本町独自の情報通信整備事業について」に改める。

第 11 条中「自由とする。ただし、」を「投票日の前日まで行うことができるものとし、」に、「であってはならない」を「でない限り自由とする。」に改める。

第 12 条中「開票立会人」を「開票立会人、」に、「関しては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、」を「関する事項については、法、」に、「規定」を「規程」に「準じて」を「準じ、」に改める。

附則を次のように改める。1、この条例は、公布の日から施行する。2、この条例は、投票日の翌日から起算して 90 日を経過した日に、その効力を失う。

以上であります。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

1 点確認しますけれども、再三言われたカギカッコの部分、カギカッコは訂正の字句には入りませんよね。再三カギカッコってね、その部分は訂正の字句ではないですよ。ね。

5 番（小籾侃一郎君） はい。事務局から丁寧に読むことが大事だということですので。

議長（板谷 信君） わかりました。

提案者の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の順序は討論交互の原則により、議会運営の申し合わせにより、まず反対者の発言を行い次に賛成者の発言を行います。

これより原案と修正案を分けて討論を行います。

まず最初に議案第 34 号に対する修正案の討論を行います。

まず修正案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。修正案、はい、7 番、森君。

7 番（森 照信君） 7 番、森でございます。

私は修正案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

この中に第 7 条 3 項とありますけれども、この情報・・・町独自の光ファイバー整備事業に賛成、町独自の光ファイバー整備事業に反対とするとこれがありますけれども、修正案では「川根本町独自の情報通信整備事業に賛成及び川根本町独自の情報通信整備事業に反対の 2 つとする」とあります。

この町独自の光ファイバー整備事業を、川根本町独自の情報通信整備事業に変更したということは、これは整備、また選択肢を大きく広めたということがありまして、

また、町民が審査するに、広く書いていただくということで、難しくなるんじゃないかと感じます。

また、その中であって、賛成反対の二者択一は、この中の第1条にありますけども、目的にありますけども、町民の意思の確認、「民意を反映した選択をすることにより、将来の町民の生活の向上に資すること」とありますけども、これはこの目的を見ますと、二者択一だけで本当にいいのか非常に疑問に思います。よって、修正案に対し反対の意を表明して討論といたします。

議長（板谷 信君） 次に修正案に賛成者の発言を許します。6番、原田君。

6番（原田全修君） 原田でございます。

私は、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の制定に賛成の立場で討論いたします。

昨日の特別委員会は、住民投票条例の委員会採決で、可決否決が5対5の拮抗したところへ中澤委員長の委員長裁決があり、反対多数の5対6で住民投票条例の委員会採決は否決となりました。

大きな山場が確かに昨日あったことは確かですが、今また昨日以上に次の山場、それは言うならば剣が峰に立っているとの思いがしております。

とはいえ私は今、虚心坦懐の面持ちにあります。それは、ただいまからの私の討論に真摯に耳を傾けていただければ、昨日反対をされた議員の皆さんにもきっと住民の声が理解できるだろうとの思いがしているからであります。

新町建設計画でブロードバンド基盤整備事業が構想として登場して以来、杉山前町長の時代、平成19年度の議会での一般質問で、また、平成21年度にはブロードバンド基盤整備事業基本方針策定の補正予算の質問で、当町内だけにしか使えないような独自のシステムを構築することはやるべきではないと警告を発してまいりました。

佐藤町長の時代になってからは、方針や設計の委託先であったビーム設計企画株式会社の提案である、町内に光ファイバー網を張りめぐらしテレビ電話付きの告知端末機を全家庭に設置して住民生活支援を行う。お年寄りの見守り支援を行う。各集落のインターネットの情報格差をなくすとする16.6億円のシステムの購入に、ビーム設計企画がよい提案をしてくれたと事業の推進の姿勢が加速化してまいりました。

危機感を感じた私たち議会の有志は、以降1年半以上にわたって勉強会を持ち、機会あるごとに行政や議会に忠告やアドバイスを行ってまいりました。

地域間のインターネット情報格差は、携帯電話基地局からのワイヤレスブロードバンドの方法や人口衛星ブロードバンド採用で解消ができる。独自でブロードバンド基盤整備をして町内だけにしか使えないような独自のシステムをつくるよりも、NTTの参入を促し、電話も光テレビもインターネットも可能な事業者主導型の本当の光ブロードバンドの世界をつくるべきである等々であります。

22年夏以降の行政の住民説明会以降、住民からの事業に対する疑問が次々に湧きあが

ってまいりました。そのような中でも行政はそれにこたえておらず、時間は経過していききました。

たまりかねた住民の有志は、町の進めようとしている事業が住民にとって必要な事業なのか、それとも白紙に戻して再検討すべきかを住民に問う活動、住民投票の町長への直接請求活動を起こしました。むべならざる選択であったと思います。

佐藤町長は事業費は最大 16 億円にとどめると言っておりましたが、今年 8 月には 14 億円でコストダウンするという提案をしてまいりました。折も折、有志、住民の有志が住民投票の直接請求の署名活動を行っている最中の出来事です。

以降さらに住民の疑問は高まってまいります。そのあらわれは 8 月のたった 1 カ月の活動期間の中で署名者数が 2,300 名を超えているところに証明されております。

佐藤町長は、「今回 2,221 名という多くの町民の皆様からの署名が集まり、この事実を大変重く受け受けとめております」「本件計画については町民一人一人に主体的な意思を表明してもらうことも有効な手段であると考え、住民投票条例の制定について賛成の意を表すものであります」と述べておられます。

当然とはいえ、住民の疑問に答えるというのが町長のあるべき姿であり、この賛成の意をあらわすという姿勢は評価できるものと思われます。町長がそのような意識をされ、住民が望んでいるのでありますから、議会が住民投票を否決するというのは、あってはならないことではないでしょうか。

昨日の委員会では委員長裁決があり、反対多数の 5 対 6 で住民投票条例の委員会採決は否決となりました。

住民投票条例の制定に反対する委員は、第 7 条は川根本町独自の情報通信整備事業に賛成か反対かを問うことになっているが、請求代表者から提出された条例案では川根本町独自の光ファイバー整備事業という限定ではありますが、情報通信整備事業に文言を改めるということは事業の範囲を広めている。あるいは選択肢も広めているということになるにもかかわらず賛成か反対かの二者択一を取るということは、第 1 条にある目的、あるいは 2 条の町民の自由な意思が反映されるものでなければならないとの趣旨に合わない。ゆえに条例の制定に反対であると討論されました。

本席においても先ほど全く同様の反対討論がされております。ほかの委員からは昨日は討論がなかったわけではありますが、条例に反対の理由はこれだけということでした。条例の制定に反対の意見がたったこれだけでは到底住民の理解が得られるはずはありません。住民から問われていることは、町独自のシステム仕様としていることについて、これでよいのか。システムのサービス内容が納得できるものになっていないが、これでよいのか。16 年億円もの事業費を投入する価値が本当にあるのか。設備の更新に莫大な費用がかかることが予想できるがこれについての説明がない。かつての有線電話やオプトークの末路のようになる恐れはないのか等々の疑問に町がどのように解明をするのかということであります。そしてその結果、果たして住民の賛成が得られるのか、そうで

ないかを検証すべきであると提案をしているのが住民投票実施の請求なのであります。

昨日までの段階で、まだ事の本質が理解できない議員がおられるのが残念でした。ただ、そうあってはならないのですが、反対のための反対をしている議員がおられるとしたら、それは論外の話であります。

光ファイバー網によるブロードバンド基盤整備をすれば、インターネット以外にもいろいろサービスが受けられるものとだれもが思うものでありますが、計画されているブロードバンド基盤は町独自の光システムであるためNTTのBフレッツ光というネットワークに接続できないことから、料金の安い光電話につながらず、また、現在のNTT固定電話は存続せざるを得ません。光テレビが見れないために、映画やあらゆる動画情報の入手に期待している方々がおられるとすると、この期待は裏切られることとなります。

プロバイダーが1社に限定されるためインターネットのユーザーの好みの選択ができず、現在のADSLよりもサービスは低下するというような欠陥があることも、同時に住民は理解しておく必要があります。

光ファイバー網の整備事業をする市町村で、光電話が使えないというようなシステム設計をするところ、今どこにもありませんが、当町のシステムはそれができないのであります。

中澤委員長は、町の事業はNTT回線につなげられるのか。つながらないなら住民は反対するし、私の見解とも違うと明言されておりました。

昨日の委員会の中で、新たに認識できた事項があります。それは町独自の光ファイバー網であっても、将来はNTTの電話につながると町は説明をしてきた経緯がありますが、接続するために必要な経費は数億円が必要だとの試算が紹介されました。町長が言っておられる最大16億円が限度と言っている事業費をはるかにしのぐ額、20億円を超える額に跳ね上がってしまうではありませんか。だから、今回の町の事業はNTTと接続することはしないという町の説明では住民は納得するはずはありません。また一つの疑問が生じたこととなります。だからこそ、住民に正しく内容を伝えて、住民の賛成が得られるのかを検証する必要があるのであります。

この事業はNTTとの接続はしないという町からの回答を得て中澤委員長は明らかに住民投票条例の制定に賛成するものと確信をしたところでありました。しかし、いざ採決の場になると反対に回ってしまったということは、恐らく関係筋からの強い働きかけや連日にわたる慎重な審議の疲労から的大脑の混濁がそれをさせてしまったと考えざるを得ません。

本日は、大役を終えられるこの後、再び賛否の意を表す採決の場がありますので、今度はずいぶんあなたの良心に誓って賛成をしてくださることを期待しております。

川根本町は小さな町であります。だからこそ住民の直接的な参加を促しながら、町政が進められるという大きな利点を我が町は持っているのです。

住民参加民主主義を目指した川根本町まちづくり基本条例の制定作業が、今大詰めを迎えておりますが、その第8章に住民投票制度を規定しております。我が町が画期的に生まれ変わる住民参加民主主義の胎動が聞こえ始めております。このようなときに、まさに時宜を得た川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例制定の動きが始まったのです。住民の声に真摯に耳を傾ける行政と議会がそこになくてはなりません。

このたびの苦渋の決断で直接請求をされた方々の思いを踏みにじらないため、また、5日間の慎重な審議の結果誕生した尊い住民投票条例案が住民のために生かされるよう、本会議で可決されることを切に願って賛成討論といたします。

議長（板谷 信君） 静粛をお願いします。

もう既に原案の賛成討論に入っちゃってるようなところがありますけれども、今は修正案の討論をやっています。

あと、修正案について反対者の発言を許しますけれども、ありますか・・・なければ原案の方へ行きたいと思います。

一応議場ですので議長の指示に従っていただきたいと思います。

それでは次に議案第34号の原案について討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。1番、中野君。

1番（中野 暉君） 私は原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそもこの住民投票については、事業説明もされず、住民の気持ちを無視した一方的な事業の進め方では納得できない。さらに、事業費が高額なため町に負担がかかってしまう。また、将来維持経費に対し町の負担が重くなり税金が上がってしまうのではないかなど、このようなことでは大変不安であり、川根本町の将来を心配された思いが、事の始まりだと思っております。

情報通信基盤整備は、今後の社会、現在でもそうですけれども、大変重要で情報格差を解消するため必要だが方法が違うでしょう、もっと住民の気持ちを、気持ちとか思いをくみ取って事業を進めてもらいたいといったようなことも耳にします。

いずれにしても、この事業について丁寧な説明をしなければならないことは事実でありまして、今後実施させていただきますけれども、多くの皆様の気持ち、考えをちょうだいし事業に反映することが重要だと考えております。

提案された住民投票条例で実施される、反対か賛成かの二者択一で投票する方法で、住民の皆様の考え、気持ちを聴取することが充分でしょうか。反対か賛成か、これだけでは隠れた考えを表には出すことができないでしょう。

この事業で不安と聞いていらっしゃる事例とすると、例えば川根本町独自の情報通信整備事業は、公設公営で、撤去等も含めて将来に大変不安を残すことになるので反対だ。しかし、公設民営に移行するならこのことも解消されることで、賛成できるんだがな。また、川根本町独自の、この事業設計は外部とつながらない設計だから反対だ。しかし、

接続ができる設計であるならば賛成をするんだがなあ。今のこの設計、川根本町独自の情報通信整備事業では不十分なことも多くある。反対だ。というように、このことだけでは住民の皆様への十分な気持ちを図れないじゃないかなと思います。

それでは、これから条例に沿って説明をいたします。

第7条の投票の方法について。

この第7条第2項、「投票資格者は、投票用紙の複数の案から1つを選択し、自ら丸の記号を記載し、投票箱に入れなければならない」となっています。また、第3項では、「前項の案は、川根本町独自の情報通信整備事業に賛成、川根本町独自の情報通信整備事業に反対の2つとする」ということで、この7条で反対か賛成かの二者択一で選択をするわけでございます。

この方法では第1条の目的がありますけれども、「この条例は、川根本町独自の情報通信整備事業について町民の意思を確認し、もって民意を反映した選択をすることにより将来の町民の生活の向上に資することを目的とする」とあり、第2条では、「前条の目的を達成するため、住民投票を行う」とし、第2条の第2項では「住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない」とうたっていますが、賛成か反対かの二つのうち一つを選択する方法では、第1条、及び第2条の第1項第2項の要件を満たすことは難しく、よって原案に反対をいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） はい。

次に原案に賛成者の発言を許します。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第34号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例の原案について賛成の立場から討論を行います。

ただいま修正案が昨日の特別委員会で委員長が5対5の可否同数を否決にしたという報告がありました。本日の本会議でも6対5で否決される可能性が多いのではないかと、多くの方が心配で不安を抱いて傍聴に来られています。住民の代弁者であるべき議会議員が住民の声を何と考えているのか。もしこれが否決になったらきっと怒りはもっとも膨らむことでしょう。

何度も何度も述べてきたように、本条例は町民を置き去りにして巨大事業が進むのはやめてほしいと声を上げ行動して集まった有権者の3分の1を超え、2,384人に上る署名のうち、町の選管の厳しい審査で確定した2,221名分を添えて町長に本請求されたものです。

町長も苦渋の選択だったと本心を明かしながらも、それでも賛成との意見をつけざるを得ないほど、かつてなく重い町民の声と判断されたのに、住民の代弁者であるべき議会がなぜ反対などができるのか、私は全く理解に苦しむものです。

11日に提出された議案に添えられた行政の意見書や委員会審査での担当職員の対応は実

に誠実でした。また、連日はじめての出来事に膨大な事務の夜中までかけて行ってくださり、毎日どちらの側の議員の要望にもてきぱきと答えて手続きを揃えてくださった議会事務局職員の中立公正な姿勢にも心から感謝申し上げます。

そして、今もってキツネにつままれた思いなのが、中澤委員長の委員会審査中の進め方にも・・・中澤委員長の委員会審査中の進め方では、一部には議長の指示によるとはいえ、中学校などへの事前工作など、はやった行動もありましたが、でもその進め方は誠実、丁寧な姿勢に心から感謝を表すものです。

しかし、この1番最後になって委員長が委員長裁決で否決とした報告をしたということ。これまで11日、13日、14日、17日、20日と5日間もかけて賛成という意見をつけて行政が出された参考条例を、1条1条丁寧かつ真剣に合意を諮りながら審査してきた委員長の姿勢は一体何だったのか。

昨夜はいろいろな方から、また、今朝もお電話をいただきました。

審査の中で明らかになったことは、今回の住民投票の目的は、町の重要なことは町民の意思を聞いて進めてほしいということでした。

16億円余、変更でも14億円、そして委員長が望んでおられたNTTとの接続にはさらに数億円はかかるという町の将来を左右する巨大事業です。交付税措置があるとはいえ、毎年1億円近い借金返済を続けることは、財政規模が小さな町にとっては、よほど大きな事業効果が認められなければやるべきではないはずで、町民の方がどれほど必要と思っておられるのか、そのことを抜きにしては絶対に進められない大規模事業です。

2年余もかけて、ようやく形があらわれた町の憲法とも言われるまちづくり基本条例にも、町長は町に関する特別に重要な事項については、町民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、別に条例を定めて住民投票を行うことができるという条文を入れようとしています。

間接民主主義が基本原則の地方自治体で近年住民直接請求署名による住民投票が広がっているのは、まさに住民を置き去りにした行政や議会を、主人公住民の手に取り戻したい。そうしなければ、将来予測もないまま必要性もない事業により借金が膨らんで住民負担が増えるだけなのだという不安を、どうしても禁じ得ない行政や議会の姿勢があるからではないでしょうか。

当町でも、このような運動が起きたことは行政や議会の説明不足、住民が主役との認識不足を問われているもので、行政も議会も深く反省をしなければなりません。また、これを足がかりとして、町民の皆様と今後のまちづくりに大きな共同をつくる足がかりともすることもできるものです。

一時の不名誉は、これからの町に大きな力をもたらすものとなるでしょう。でも、これを否決すれば、町民等の心の溝はますます深まり、行政がどんな説明をしても、この事業を進めることは不可能に近いと思います。だからこそ、2年近くも議会でも難航してきたではありませんか。

住民と議会、行政への信頼を回復するための2本のきずなの1本である行政から、こうしたほうがよいという意見に沿って委員会で丁寧にまとめた修正案、それは先ほど・・・あ、これは委員会で否決されました。住民投票を実施するのにこれでは不可能というものではありませんが、現に、同様の条例で住民投票・・・すいません。委員会で否決されました。残っている原案1本について私は今賛成討論を行っています。

住民投票を実施するのに、これでは不可能というものではありません。現に同様の条例で住民投票を行っている自治体もあります。

住民投票をしていると、補助申請に間に合わないと言いますが、住民投票を否決してこの事業をすぐに進められると考えているのでしょうか。確かに4,300万円の詳細設計には手をつけられたとしても、その後、数々の議案が今の議会の構成なら議会も通ると考えておられるのでしょうか。署名をされた2,000人余の方々が納得されると考えておられるのでしょうか。

この町を後戻りできない泥沼につき落とすことになりかねない重大な問題です。だからこそ、町長も住民投票で町民の意思を確認するという、苦渋の選択をされたのではありませんか。

住民投票こそ、行政も議会も2年も混乱し続けているこの事業を、住民に納得いただく方向で進めるチャンスをいただいた、いわば救いの神だとは思われませんか。

賛成が多ければこのまま進めればよいでしょう。反対が多ければ白紙に戻して住民を巻き込み、どういう整備がよいのか最初から議論を始め、国や県にも、もっと通信事業者の元締めであるNTTに対して、儲かるところだけ整備してわずか残った不採算地域はやらないなどというのを認めさせるのでなくて、都市部で設けた一部で最後の最後まで責任をもって整備させるよう要望を強めるべきです。

その声を上げることこそ議会の務めであり、町民の声に蓋をするような議会では信頼など何一つ得られないことを強く訴え、町民の皆様にご投じていただいた救いの神であるこの住民投票条例原案に議員の皆様にご賛成していただけることを切に求めまして、賛成討論といたします。

議長（板谷 信君） 静粛に。再三ご注意申し上げております。

次に原案に反対者の発言を許します。4番、中田君。

4番（中田隆幸君） それこそ私は、執行部の責任のなさ、あの・・・説明のなさ、これは否定するものではございません。やった方がいい、これはそう強く思うところでございますが、私は先ほど中野議員が説明してあります、あれが同感ですので前置きはやめまして、条例、原案の条例の条項、第11条の住民投票は自由であると、ここに私は反対の意を表したいと、こう思っております。

なぜならば、この投票をするという自由はいいですが、やはり選挙と同じですので、戸別訪問、また時間規制のない、こういった自由というのは、少し私はおかしいなと、こう思っております。やはり時間を決めて、やはり町民のために時間を決めたり、また、

無秩序な張り紙等、ちらし等も配らないような投票をすべきだと。こういうことで、自由というのを、やはりこの中に書いてございますが、買収とか暴力とかこのように書いてありますが、これは当然行われなれないことと思いますが、闇に付す、時間帯も決めてない、夜に行ってこれをやるということは往々にしてあり得ると、こういうことがあると私は思います。

これは町民の皆さんに対して、皆さんに対して非常に危険な、迷惑な行為と感じておりますので、この 11 条に対して私は反対を、反対の異議とさせていただいて、反対討論とさせていただきます。

議長（板谷 信君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

まあ、いいにはいいけど同じ・・・さっき長くやったっけもんで。

それじゃ、どっちの方が早いっけかな・・・あの、じゃあ、5 番、小藪さん。

5 番（小藪侃一郎君） 5 番、小藪でございます。賛成の立場で賛成討論、賛成を表明します。

ただいまですね、中田議員より 11 条の「住民投票に関する運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、また不当に干渉されるものであってはならない」、この条項に反対するということでありますけども、ただいま読み上げましたように「買収、脅迫等町民の自由な意思が拘束され、また不当に干渉されるものであってはならない」と、ここです縛りがかかっております。これ以上の縛りはですね、情報公開をしなければ、この住民も判断に苦しむわけでございますけども、この縛りで十分と考えております。

本来住民投票に関して言えばですね、十分な情報公開、学習案件がなければ判断のしようがないわけでありまして。それが仮に戸別訪問で住民に情報を伝えるというのも一つの方法であります。

未熟な認識、あるいは見解で投票にすることはまたまた危険があることで、情報公開を徹底する、あるいは情報公開を広くしていくというものであって、戸別訪問あるいはちらし等は、ここに縛られておりますように自由な意思が拘束されない限り、干渉されない限り、自由とするのが住民投票の基本でございますので、その点を持って反対というのは納得しがたいのであります。

以上の点から賛成といたします。

議長（板谷 信君） はい。

次に原案に反対者の発言があれば許します。11 番、高畑君。

11 番（高畑雅一君） 11 番、高畑でございます。

議案第 34 号、川根本町独自の情報通信整備事業について、住民の意思を問う住民投票条例の原案に反対の立場から討論をいたします。

請求代表者から提出された本条例は、先ほど反対討論を行った中野議員の反対理由でも触れられていたように、町独自の光ファイバー事業に賛成か反対かの是非では余りに

も選択肢が狭すぎるように考えております。

第5条において、「年齢 20 歳以上の日本国民で、住民基本台帳に登録されている者のうち、3 カ月以上川根本町に在住している者とする」と記されております。住民投票でイエスカノーかを問うのではなく、幅広い選択肢を提供し住民の皆様方に問いかける。署名をした 2,221 人の意思も尊重し、また、20 歳以上の次世代を担う子供たちがこの川根本町で健やかに育ち、将来まちづくりで活躍する人材を育てることが期待をされております。

若者の意見を、また、意思も取り組んでいくためには住民投票ではなく、20 歳以上の若者をふまえた幅広い意見が反映される住民アンケートを行い、情報通信整備事業を行うか、やめるべきか、どのような設備にしていくべきかをアンケートの結果によって決めていくべきだと、そんなふうに思っております。

また、町は町民の参加を得て事業を実施するに当たり、正当な理由がない限り、正当な理由がある場合を除き、未成年者の参画が得られるように配慮することが必要だと考えております。

以上のことから、本案は、住民皆さんの意見、意思を反映するには不十分だと考え、住民の意思を問う川根本町住民投票条例に反対いたします。

議長（板谷 信君） 次に原案に賛成者の発言を許します。9 番、市川君。

9 番（市川昌美君） いろいろと反対賛成の討論を聞いてまいりましたけれども、要するに、この 2 年間、議会でもすったもんだして、最終的にどこへたどり着いたかと言いますと、果報は寝て待てと言いまして、要するに、待っていれば必ず N T T の光が入ってくる。これは必然的なものであります。

そういうところでごてごてして、議会も行政もごてごてしてる間に、結局、先ほどもございましたけれども町からの説明が少ない。説明が少ない中でもアンケートをやってくれている声は多かったですよ。ですから私たちも一般質問で本当に何回も町長の答弁を引き出してあります。しかし、いまだにできていない。そしてこれが決まったらアンケートをやる。これは逆なんですよ。

ということはなぜかというと、町民に知らせたランニングコスト、いわゆる経費、経費を計算するのにどうして、アンケートをやらなければインターネットに入る戸数がわからないでしょ。ですから、前から私はそのことを言ってきたんですけども、それを、前は 500 台だったのが今度はこの 1,000 台になって、4,800 万入って来るから黒字だって。こんなそろばんをはじいているようじゃ、つぶれますよ。

ですからね、いろんな意味で私が最後に言いたいことは、ここに傍聴の皆さんもいらっしゃいますけれども、私たちも町長も町民の直接選挙によって選出された者で、私たちは町民の代弁者として今ここでしゃべってるんです。

ですから、町民がこうだということで間違ったときはあるかもしれませんが、そのときはこれは違いますよという説明は必要ですけども、今回の場合は全く間違っておら

れない。

ですから、いいか悪いか私たちに投票で決めさせてくれよってというのは、これを聞けないような議会だったら本当に解散した方がいい。僕はそのぐらいの決意を持って。

終わります。以上。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいま修正案が提出されておりますので、まず修正案を採決します。

修正案が可決となった場合は、次に修正案により修正された部分を除く原案について採決をとります。

また修正案が否決された場合はそのまま原案の採決に移ります。

この採決は起立によって行いますが、この際、起立をしない議員の取り扱いについてお諮りします。

議案第 34 号の採決は起立によって行いますが、起立をしない議員は、本案に反対とみなすことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議がありませんのでさよう決定いたします。

初めに議案第 34 号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例についての修正案を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立少数です。

したがって議案第 34 号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例についての修正案は否決されました。

次に議案第 34 号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例についての原案を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。

委員長の報告が否決の場合は原案について問うこととなります。

したがって、原案について賛否を問います。

原案について採決します。

議案第 34 号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立少数です。

したがって、議案第 34 号、川根本町独自の情報通信整備事業について住民の意思を問う住民投票条例についての原案は否決されました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(板谷 信君) 3番、山本君。

3番(山本信之君) 川根本町情報通信整備事業についての、住民意識調査(住民アンケート)の実施を求める決議案を提出します。

(「動議か」と言う者あり)

3番(山本信之君) 動議。はい。

議長(板谷 信君) 動議・・・はい。ただいま、山本議員から川根本町情報通信整備事業についての住民投票・・・住民意識調査(住民アンケート)の実施を求める決議案について動議が提出されました。この動議について・・・。

(「賛成」と言う者あり)

議長(板谷 信君) 賛成者が1人以上、賛成者がおりますのでこの動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時49分

議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程の追加

議長(板谷 信君) お諮りします。

ただいま、山本議員から発議1件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷信君) 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2 発議第4号 川根本町情報通信整備事業についての住民

意識調査（住民アンケート）の実施を求める決議について

議長（板谷 信君） 追加日程第2、発議第4号、川根本町情報通信整備事業についての住民意識調査（住民アンケート）の実施を求める決議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。3番、山本君。

3番（山本信之君） 川根本町情報通信整備事業のついで住民意識調査（住民アンケート）の実施を求める決議案。私たち川根本町議会は情報通信整備事業について住民へのわかりやすい説明と、すみやかなアンケート調査を、佐藤川根本町町長に実施させることを決議する。

住民投票条例の署名活動で示された、町民への説明と意思の確認というもっとも大きな目的を果たすためには、意思の確認がより速やかにできること。住民の対象を、広く若者にまで広げることができること。遠くの投票所へ行く負担をなくすこと。年齢や地域単位の意味確認もできること。より詳細な設問設定が可能であること。などを理由に、アンケート調査の実施が住民意思の確認に適切な方法であると考えます。

平成23年10月21日。川根本町議会。

以上、よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） この、ただいまの提案理由の説明を聞いていても、先ほどの皆さんの、議員の皆さんの態度は何だったのかなと、何か疑問に思うんですけども。

まず最初に、この住民アンケートを実施して、行政が、ここに書かれているように、速やかなアンケート調査を行わせるって書いてありますよね。だけど本当にできるんですかね。出来なかったからこういう状態になったんじゃないですか。先ほど全協で町長は町の方向がしっかりした段階での説明会、意向調査を行うと言ってきたと。まだそうっていないので行わないというふうに答えられました。明らかに。

そういう状況で、広く、より、5番目に「より詳細な設問設定が可能であること」などというふうに書いてありますけど、詳細な設問をするには、やはり詳細設計をやらなければだめだよということになるんじゃないかと思うんですよ。そこが、そこが問題で、議会、あの、住民投票の請求が出てきたわけですから、このアンケートはその住民投票やった人たちの気持ちを逆なでするようなものじゃないかと思うんですけど。

より速やかな確認というのをどのようにやれるのか、町長にお聞きしますけど。

町長に聞いてもいいですよ。だめですか。提案者だけですか。

議長（板谷 信君） どうしますか。特に聞いてみますか。

10番（鈴木多津枝君） 聞いてくれますか。いいですか。

本当により速やかなね、その、アンケート実施ができるものかどうか。できるとしたらその方法はどのような方法でやられるのか。

議長（板谷 信君） 多分、多津枝さんの疑問はそのまま提案者の疑問でもあると思うので、町長に特に発言をお願いします。町長。

町長（佐藤公敏君） 今鈴木議員からお話ございましたように、いまだ説明会ないしはその意向調査ができていないということは、まだその段階に至っていない、そういう状況があってここまできているわけであります。

それは、説明のための材料がまだ不足している部分があるということでございますので、そういう中で、その、どういうアンケートをとるかというお話につながってくると思うんですけどもね。

そこまでについては、いずれにしても、その、この問題を進めていく上で意向調査なり説明はしていかなければならない話だというふうには思っておりますので、そういう中で、アンケートをどういうふうに設問をつくっていくとか、そういう問題と絡んでくる問題ですのですね。

私としてはここに書かれている、今鈴木議員がおっしゃったように「意思の確認がより速やかにできること」、上の言葉の中に、「説明と意思の確認という最も大きな目的を果たすためには」という中に、として「意思の確認がより速やかにできること」と、重ねて書いてあるわけですよ。このところの意味をどうとらえるかという問題なってくるのかなというふうにも思っています。

議長（板谷 信君） はい。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 再質問です。

今の答えでもわかるように、結局このアンケートを実施するには詳細設計に手をつけなければ、町民に設問が、設定はなかなか難しいであろうというふうには私は思えるんですけど、提案者は詳細設計に手をつけてもいいよという考えなんでしょうか。

議長（板谷 信君） あ、どっち・・・はい、7番、森君。

7番（森 照信君） 私はですね、やはりその町民にしっかりした説明をするには、やはり詳細設計というものが必要と考えております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） その詳細設計を実施・・・あの、着手するということで非常にもめた住民投票請求だったんですけども、それを否決されて、じゃあアンケートを行って、その、どういうふうなやり方をするかわかりませんが、複数の選択、設問をするんだとかしてありますけどもね、そのアンケートの結果、町民の方々のどれぐらいの人たちが反対だというふうな答えがもし出たときに、多数が出たときに、その詳細設計に着手したお金というのはもう帰ってきませんよね。

どれぐらいまで詳細設計、4,300万残っているんですけど、使ってもいいよっていうふうには考えられるのかお聞きします。

議長（板谷 信君） はい、7番、森君。

7番（森 照信君） 私は、繰越明許ということで議員でも議会でも承認をもらってお

るもんですから、別にいくらまでと言わずに、やはりその4,300万ですか、それはそのまま私は使って詳細設計をやっていただきたいと、そのように思っております。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

6番、原田さん。

6番（原田全修君） 時間配分もあると思うんですが、私、先ほど全協の場で申し上げましたが、これを見たときに、何だこれはメモだなんていうふうに思ったわけなんです。というのはなぜこういったようなものがここに決議される必要性といたしますかね、理由があるのかというのが全くこの中ではわからないんです。

というのは、もう先ほど本会議の質疑の中・・・なんですか、あの、やりとりの中でですね、十分これ、これからどういうふうにやったらいいのかということはこれは一つの課題として出てきたことは確かなんです、すぐにもアンケートでもって何かをしようなんていう雰囲気は全くあの時点ではありません。ただ住民の声をですね、やはりここでしっかり聞いていく必要があるだろうと。これは何らかの手段を持つべきだろうと思うんです。

ただ、そのために、すぐにアンケートを始めるんだっていうところへね落としていっちゃうんじゃないくて、少なくとも行政に議会として決議したいことはもっと大きくこれを包んだ、住民の声を聞く手段をね、早期に確立すべきであるとか、その中の一つとしてアンケートとか、こういう方法はあるかもしれませんね。

でね、そしてこの、ここに から 、ここに書いてあることはアンケートの、アンケートをやると、アンケートっていうのはこういうふうな効果がありますという、その・・・アンケートの効能を書いてあるだけなんです。で、こんなことは当たり前なんです。アンケートをやる。

ただ問題なのは、アンケートをするためにどういう手続きでどういうふうに行っていくかって、先ほどちょっと話が出ましたね、詳細設計をやってからやるべきだという人もおりました。

しかしね、詳細設計をやってしまうとアンケートをするなんて話じゃないんです。そのぐらいのことはもう頭の中で、まずわかるでしょうね。そういったところをしっかりと揉んでやっていかないとだめだろうと。

これはこれからのこの中で、そのことが議論されるかもわかりませんが、そういうもっと基本的なところをもうちょっと固めていく、そういうことをしないと決議案にはなっていない、決議にはなっていないと思いますよ。そういうふうな意見を言わせてもらいます。

議長（板谷 信君） 質問じゃないですね。ほかに。

6番（原田全修君） それじゃあ、ならば・・・ですから、じゃあこれの、その、なぜ今この議会がこの決意しなければならぬのかということは、一番はじめの前文にですね、ここにあるべきだろうと思いますね。そこをしっかりと説明して、そして記

述をしてもらいたいと思いますね。必要性。

議長（板谷 信君） なぜ決議案を提出したかという部分の目的の部分ですね。

はい、7番、森君。

7番（森 照信君） 先ほども住民投票を否決しました。やっぱりその中でも、皆さん住民の意思を問わなくちゃいかんというような話もたくさん出てまいりました。

やっぱそのものも考えますとですね、今ここに書いてあるように、住民投票条例の署名活動で示された町民への説明と意思の確認という最も大きな目的を果たすためにはということで、私はこれで十分だと思っております。

議長（板谷 信君） ほかに。

太田さん。太田議員、はい、2番。

2番（太田侑孝君） 私が疑問に持つ点はですね、町長が答弁されたように、詳細設計に入る前の段階で、先ほど言いましたように材料も不足しているんで説明会も意向調査にも入れるような段階にはなっていないというのが当局の考え方ですよ。これがまず1点大きいところだと思うんです。

もう一つはですね、よくこれを出すなと思うんですが、今までね、議会で私も質問したんですよ。我々の、いわば住民投票条例賛成の方の議員の方はよく意向調査の要求をしてきたんですね。ずっと。

で、逆に言うとね、住民投票条例、まあ、否決された、否決された議員の皆さんが一度たりともね、1度たりともだれもがね、意向調査のことをね、町長に聞くようなことは議会でなかったですよ。

町民が注目する議会の中で、きちっと町民の負託にこたえて、意向調査はどうするんですかと言う前向きな意味でもね。そういうことも一度も質問しないで、ここに住民投票請求者の条例案に、相乗りというか悪乗りをしてね、こういうことを出すっていうのはね、住民投票の活動者と署名された住民の皆さんに。

下の なんていうのはさらにね、より詳細な設問なんて言うのは、署名者に再確認で、その考えをまたえぐり取るようなね、非常に私はね侮辱したようなアンケートの提案だと思うんです。

その点をしっかりもっと深く考えて、否決されたからこそね、2,221名の署名の否決者の思いというのもあると思うんですよ。

自分たちは1番、今まで1度も代弁者として意識調査やアンケートの追求をせずにきて、そういうのって私はね、できることではないと思うんですよ。これは意見です。

議長（板谷 信君） はい。

ほかに質疑はありませんか。なければここまでにしたいと思います。

質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

10 番、鈴木君。まず反対者の討論を許します。

10 番（鈴木多津枝君） 反対の立場で討論を行います。

私は最初、議運をやっているときまでは住民投票の条例が否決されて、もう住民投票できなくなったと、本当に涙が出るほど傍聴されていた方に謝るのに申し訳ないという思いをずっとこらえながら、議運の席へついて、これを見せていただき、この決議案を見るまでは、そうだ町民の人たちの意向をとにかく住民投票と違う形でやるのは必要だなと思っていたもんですから、いいことをやるなど、これはきっと賛成できるというか、議会として言わなければならないことだろうと思いました。思っていました。

ところが、この文書を見せていただいて、まあ、玉虫色といいますか、だめだと、あなたたちが議会の皆さんが否決したことをここにまた上げてきている。そして、全協での町長の答弁、先ほど質疑で確認をしましたけども、意向調査をされるのか、やるについて、詳しいことが、きちんとしたことがそろっていないから意向調査はできないという町長の説明、答弁。そして提案者である森議員の、私への、詳細設計を 4,300 万円繰り越されていますけど、意向調査するために行政がどれくらいまで使っているのかと聞いたら、4,300 万円は繰り越されているのだから使っても構わないというふうに、幾らまでとは言わず使っても構わないんだと。

この答弁では、結局この決議案を提案した目的というのは、行政が手をつけられないできた 2 年・・・1 年間、2 年間手をつけられないできた、この詳細設計 4,300 万に対して議会が使えるよ、早く使えるよというための決議案としか私には到底思えません。

こういうものに対して、今まさにそのことで住民投票の請求が出ていたこの時点で否決した皆さんと一緒に、そういう思いを、まだきちんと、まだまだ私たちが今すぐやらなければいけないことは、行政から出されている説明、変更の内容では私たちはわからないわけですよ。

議長も言っていましたよね。わからないよって。議会が本当にきちんとした意思を持つことが大事で、そのことが町民の人たちに安心な気持ちをつくっていくことだと思うんですよ。そういうときに、こういう住民アンケート、要するに詳細設計をはいどうぞ使ってください、早く使って早くやれよというようなことには到底賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

議長（板谷 信君） 次に原案に賛成者の発言を許します。11 番、高畑君。

11 番（高畑雅一君） それでは、このアンケートについて賛成の立場から討論いたします。

今 1 点、鈴木議員の方から詳細設計のお金がどうのこうのいうことでございましたけれども、詳細設計に関してはこの前の 3 月の議会、繰越明許をしてありますけれども、その中で町長が住民の皆さん、そして議員の皆さんの中に住民の意向が調査で得られない限りは、自分は使わないよっていうことを明記をしてあります。だから、それは町長の判断におまかせしたいと私はそんなふうに思っております。

それから、先ほどのいろんな形で文書に書くといろんなことが出てくるんですけども、この意向調査をしていくに当たっては、やはりこれから町長のいろんな形の思い、それからこの情報通信整備を進めていくには、私はこういう形の決意を持ってるといことがどこかの時間において、時期において、町長の口から発していただければ、皆さんも納得できるじゃないかと、そんなふうに思っていますので、そんな形から私は賛成といたします。

議長（板谷 信君） はい。ほかに討論はありませんか。9番、市川君。

反対者の発言を許します。

9番（市川昌美君） 反対の立場で討論させていただきます。

これ、住民の方々に失礼だよ、こういうものは。今この住民の2,221票っていう票を否決しておいて、動議で上げてアンケートやろうって。

まあ、皆さん、ここの方は御存じだと思うけど、僕は再三再四言ったね。で、僕はちょっとことば使いが悪いから本当に失礼だったんですけど、町長怖くてできないだろうとまで言ったですよ。

でも、今この条例案に反対した方々、本当に先ほど鈴木議員も言ってましたけど、何にも言わないし、賛成の意見も余り聞いた覚えがないですよ、この事業に対しても。

そういう段階で、こういうね、こういう形になって、これをやったら・・・とにかく町長は、いま高畑議員のお話だと、これやる、やらんだろうと。事業に手をつけないだろうと、そういうこと言いましたけれども、それだけ重いものをだしたら住民投票の方がよっぽど重いですわね。実際のところ。

だからこの段階で、一月も本当に一月もね、本当に時間、あの、仕事の合間、夜、本当に1カ月苦労して、そして本当にあの・・・本当に苦労して2回も3回も留守になったりするものですから、それで集めた2,221票の重みっていうのをわかってない、これ決議文ですよ。

そういう意味で私は、これは本当に町民の方々に失礼な決議文と思って反対といたします。

議長（板谷 信君） はい。次に原案に賛成者の発言を許します。4番、中田君。

4番（中田隆幸君） 私はやはりあの、こういうこと言うと失礼になるかもしれませんが、やはり反対、賛成の町民というのはたくさんおりますので、これに対して、やはり一度行政として聞くべきだと私は思っております。

というのは、このことについて賛成の意で言うわけですが、やはり行政の今までの、先ほどもやらせていただきましたけど、やはり説明が不足だったと。こういう点とかいろいろ点々が、このアンケートの中から出てくることによって、今後のやり方、また、どういうふうに進めるかということ、やめるじゃなくて進めるのかというのが明確に出てくるんじゃないかと、こう思いますので、私はこのアンケートには賛成の立場から討論をさせていただきます。

議長（板谷 信君） はい、2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 冒頭言いましたようにね、住民投票条例を審査してきて、この5項目を並べて本当に私はいけないと思うんです。

で、あるならば、修正条例案の第4条「住民投票の期日は川根本町独自の情報通信整備事業の詳細設計に着手する前までに実施するものとする」と、これに当てはめて、これは継続するアンケートであるならば、これが行われる場で詳細設計に入るべきではないという担保が得られますか。その担保が得られない限り、町民も納得しないと思いますよ。だから悪乗りって言っているんです。

議長（板谷 信君） という、反対討論ですね。

2番（太田侑孝君） そうです。

議長（板谷 信君） はい。では原案に賛成の方の発言を許します。それじゃあ中澤さん。8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 中澤です。私は委員長での採決の判断で先ほど報告でもお話いたしました。

この情報基盤整備事業、非常に今の状況に格差があって、そうした使えないところから声が上がっておるといってございまして、大勢の住民のある徳山や千頭、上長尾そうしたところ、こういうような人たちに小さいところが埋没されてしまうと、そういうような委員長の報告の中で説明をいたしました。

そうしたことを考えたとき、やはり幅広い住民の意見がどうなのか確認する必要があるとそう思いますので、このアンケート実施には賛成であります。

議長（板谷 信君） はい、ありますか。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） いま、賛成反対の討論聞いておりますけども、賛成の、この議案に賛成の皆様意見を聞いておりますとですね、なぜ、なぜ住民投票を否決したかと、逆に問いたしたいんです。

それを否決しといてですね、こういうことを言うんですけれども、このアンケートをやるにつけてもですね、何を確認するのか、どのような意思を確認するのか、それから先ほど太田議員も言われましたが、詳細設計の前というのが1番住民設計で・・・いや、住民投票で問題になっておりましたけども、そこら辺のこともない、それを補うものでもない。

住民は出された情報でしか判断できないわけでありまして、先ほど町長が言われました、まだ方向性が定まっていないという中であってですね、どのようなアンケートをやるのかっていうのが本当におかしなものだなと、そんなふうに思います。

今の時点でですね、これを議会で議決するのがいいか悪いかは皆さん決めると言うんですけれども、この中に遠くの投票所へ行く負担をなくすことというのが3番目にあるんですけれども、アンケートを投票に・・・何か不思議な感じがいたしますけども、いろいろまだ不備が多すぎてですね、反対といたします。

議長（板谷 信君） ええと、今度は賛成ですね。賛成者の討論を許します。発言を。7番、森君。

7番（森 照信君） いろいろ、私は先ほども言ってますように2,221名の方の署名があります。しかし、その中にはいろんな、確かに全部反対と言う方もおりますし、中には一部は賛成だというようないろんな意見があります。

私は先ほども詳細設計の場面で言いましたけども、やはりある程度の、極端にどれ使ってもいいような話もしましたけども、極端に言うと、まあ、あんな話になりますけども、やはりある程度町民に説明するには、その中でね、少しばかりのお金はね、やっぱ、ある程度の説明できるものの費用は必要だと思ってそのようなことを申しました。

先ほど小藪議員より、遠くの方へ行く負担をなくすというような、これは私、あの・・・住民投票という、住民であるというようなこともふまえてあるということで、それであれば費用も少なくなるというような考えでありますし、そんな具合で賛成討論といたします。

議長（板谷 信君） はい、6番、原田君。

6番（原田全修君） 反対の立場での討論ですが。

詳細設計というものをやるべきだという声が出ているんですが、実は今までの住民投票条例の審査の中でも詳細設計というものの位置づけはいったい何なんだという話の中からですね、来年度、24年度、25年度に本体工事をやっていきたいと。そのためには、今年度、詳細設計を済ませて、来年度、平成24年度から事業が着工できる、その体制をとるためにも必要なんだと。ですから、住民投票条例をやった後、その結果を見てから詳細設計に入るとこれは事業実施に影響があるんじゃないかと、こういう話が議論されましたね。

まさにね、詳細設計というものは、本体工事を予算化するためにも、あるいは国や県へ申請をするためにもですね、そこんところがないとできないということなんです。

ということはもう既にこの本体工事というものをそこにしっかりイメージした事業計画を立てた形の中でしか詳細設計っていうのは、普通だったら出ない、できないはずなんですよ。

ですので、そういったような詳細設計費を、4,300万円の詳細設計を使うということは、もう既に事業の実施というところを念頭に置いてスタートをかける。そのあとアンケートをやるなんていうことは全くね順序が逆なんです。常識的に言って逆。ですから、アンケートという手段も一つにはありますが、このアンケートというものは、じゃあいつやるのかっていう話になれば、既に1,200万円をビーム設計に支払って、原案の基本設計や基本方針やそういったものができ上がって我々に計上されてきている。

そして、今年の8月にはそれを修正した方針転換というものがあって、それも14億円なり、あるいは初期の投資は11億円になるという、こういう数字が既に出ているんです。これ1,200万円を使って仕上がったですね、方針や設計の・・・何ですか、成果物

なんですね、既に。で、こここのところでもって十分基本的な考え方というものはできるわけです。

ですから、やろうとするならそういったような材料を使ってやるべきではある。こここのところはしっかり言っておかなければならない。

ですから、ここに、あの、今まで詳細設計を使うなんて話は全くここの中からは外さなければならぬというのがある理由があります。

で、最も大事なのはですね、そういうふうな細かな話ではなくて、私はここに掲げている・・・いみじくもと言っているんでしょうか、書いてあります、中程にですね、住民投票条例の署名活動で示された云々ところあります。これは署名活動で示されたというのは、これは、請求者の方々が、本当に、先ほどどなたかが話されたような、1カ月間っていいですか、実際のその署名活動期間、本当に懸命に住民の方々との対応をしながらこうやってきた。そういう中から彼らを感じ取ったものは、これは大事にしなきゃなりません。

それをですね、こここのところに充用をして、だからこの が必要なんだという、こういったその、こういったような決議をするというのは、余りにもですね、しようとするのは余りにも請求者に対して失礼であるし、この文言を、「住民投票条例の署名活動で示された」と、非常にこの無責任な理由づけ。

これあの実はね、こういったあの、作文をする、成文をするっていうときには、そういったところにきちっとですね、目が入っていかなくちゃならない。

さらに言います。私たちは今まで何をしても、おおむねですね、全協だとか、あるいはいろんなそのチャンスにいろんな話題を出して、次はこんなふうな形でなんかをやったらどうだろうと、自然発生的に課題が生まれてくるんですね。問題が生まれてくる。で、それへの対応方法もおおよそこうイメージができてくる。

ところが今回の場合は全くこれ唐突にこれが表れてきたということで、議会の中のコンセンサスが全くまだ得られてない。要するに時期尚早だというふうに私は思います。

そして、これ議員発議で提案するならいいかもしれませんが、行政を巻き込む話です。先ほど町長が言うておりました、そういった意向調査を今すぐについていう、なかなかその体制はとれないという話もあったわけです。こういったようなところとしっかりこう調整をしないと、具体的に、具体的にアンケート調査をやしましょうなんていうことはですね、これは少し踏み込み過ぎたものであって、またある意味では細か過ぎる提案であると、そういうふうにこう思います。

そういったことからですね、いろんなその意見があって、これの決議は私は反対です。
議長（板谷 信君） 次に議案に賛成者の発言を許します。

ありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） なければ、これで討論を終わります。

これから発議第4号、川根本町情報通信整備事業についての住民意識調査（住民アンケート）の実施を求める決議について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに・・・本案の、原案に可決する・・・本案の採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、発議第4号川根本町情報通信整備事業についての住民意識調査（住民アンケート）の実施を求める決議については原案のとおり可決されました。

それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時26分

再開 午後 1時19分

副議長（高畑雅一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長、板谷信君から議長の辞職願が提出されております。

日程の追加

副議長（高畑雅一君） お諮りをいたします。

これを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（高畑雅一君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 議長辞職

副議長（高畑雅一君） 追加日程第3、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、板谷信君の退場を求めます。

（板谷信君退場）

副議長（高畑雅一君） それでは職員に辞職願を朗読させます。

(事務局朗読)

副議長(高畑雅一君) それではお諮りをいたします。

板谷信君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(高畑雅一君) それではなしと認めます。

したがって板谷信君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

板谷信君入場願います。

(板谷信君入場)

日程の追加

副議長(高畑雅一君) それではただいま議長が欠けました。

お諮りをいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(高畑雅一君) 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時36分

副議長(高畑雅一君) それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第4 議長の選挙

副議長(高畑雅一君) 追加日程第4、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

副議長(高畑雅一君) ただいまの出席議員は12人です。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番小藪侃一郎君、6番原田全修

君を指名します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名投票です。

投票用紙の配布をお願いいたします。

(投票用紙配布)

副議長(高畑雅一君) それでは、投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(高畑雅一君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

副議長(高畑雅一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局呼名・投票)

副議長(高畑雅一君) それでは、ご確認を申し上げます。

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(高畑雅一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、続いて開票を行います。

小藪侃一郎君、原田全修君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

副議長(高畑雅一君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票数 12 票、無効投票数 0 票。有効投票のうち、鈴木多津枝君 1 票、原田全修君 4 票、板谷信君 7 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3.00 票です。したがって、板谷信君が議長に当選されました。

議場の入口を開きます。

(議場閉鎖解除)

副議長(高畑雅一君) ただいま議長に当選されたました板谷信君が議長におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

板谷信君、議長当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

議長(板谷 信君) それこそ引き続いての仕事ということになりますけども、気持ちを新たに、そして今の至らぬ部分を十分に反省し、また皆さんの御指導も得ながら住民の方に合格を点もらえらるような議会にしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

副議長(高畑雅一君) これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありが

とうございました。

議長、議長席にお着きください。

議長（板谷 信君） ここでしばらく休憩とします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（板谷 信君） 副議長高畑雅一君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5 副議長辞職

議長（板谷 信君） 追加日程第5、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、高畑雅一君の退場を求めます。

（高畑雅一君退場）

議長（板谷 信君） 職員に辞職願を朗読させます。

（事務局朗読）

議長（板谷 信君） お諮りします。

高畑雅一君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、高畑雅一君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

高畑雅一君入場願います。

（高畑雅一君入場）

日程の追加

議長（板谷 信君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 6 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 6 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで休憩します。

休憩 午後 1 時 5 2 分

再開 午後 2 時 0 9 分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第 6 副議長の選挙

議長（板谷 信君） 追加日程第 6、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

（議場閉鎖）

議長（板谷 信君） ただいまの出席議員は 12 人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって立会人に 5 番小藪侃一郎君、6 番原田全修君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

議長（板谷 信君） 念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(板谷 信君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局呼名・投票)

議長(板谷 信君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小藪侃一郎君、原田全修君、開票の立ち会いをお願いします。

議長(板谷 信君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票・・・じゃない 11 票だ。有効投票 11 票です。無効投票 1 票。有効投票のうち、中田隆幸君 7 票、小藪侃一郎君 4 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3.00 票です。したがって、中田隆幸君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長(板谷 信君) ただいま副議長に当選された中田隆幸君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

中田君、副議長当選の承諾及びごあいさつをお願いします。

副議長(中田隆幸君) それこそ、いま投票で当選しました副議長という重責を負うことになりましたけれども、これは皆様と一緒に今から議会運営、また板谷議長のもとで一生懸命女房役に徹しながら頑張っていきたいなど、こう思っております。

それこそ皆様にはいろいろな面で御協力を願わなければなりませんので、今後ともよろしくお願いいたしまして、私の就任のあいさつとさせていただきます。

議長(板谷 信君) ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 20 分

再開 午後 3 時 17 分

議長(板谷 信君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 常任委員会委員の選任

議長（板谷 信君） 日程第2、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任会委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定によってお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって常任委員会委員はお手元に配付した名簿とおり選任することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定によって委員長及び副委員長は委員会において互選することになっています。

日程の追加

議長（板谷 信君） お諮りします。

お手元に配布した追加議事日程第6から第9のとおり、議会運営委員会委員の選任のほか3件を日程に追加し……。

（何か言う者あり）

議長（板谷 信君） 6から7……日程7から10……すいません。

お手元に配付した追加議事日程第7から10のとおり議会運営委員会委員の選任ほか3件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任のほか3件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任

議長（板谷 信君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については委員会条例第7条第2項の規定によってお手元に配付しました名簿のとおり指名と思いますが、賛成の方は起立願います。

（何か言う者あり）

議長（板谷 信君） 配布していない……。一度座ってください。

名簿をまだ配布していないみたいです。

(〔議長〕と呼ぶ者あり)

議長(板谷 信君) あの、名簿が準備できるのが遅れていますので、議長が名簿を読み上げる形で議事を進行したいと思います。

議会運営委員会の委員定数5人の内容は、山本信之君、高畑雅一君、中澤智義君、森照信君、小藪侃一郎君、以上です。

この5人の・・・。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(板谷 信君) はい。

10番(鈴木多津枝君) 採決する、すぐ採決をやるわけでしょう。

議長(板谷 信君) ええ。

10番(鈴木多津枝君) 異議があります。

さっき異議ありませんかって聞かなかったから手を挙げました。御異議ありませんかって言わなかったでしょう。

議長(板谷 信君) 御異議ありませんかって諮りません。

10番(鈴木多津枝君) でしょ。だから議長って言ったんですよ。今、名前を読まれたから。5人読み上げたじゃないですか。

議長(板谷 信君) 読み上げた。はい。

10番(鈴木多津枝君) だから議長って言ったんです。異議があるから。

議長(板谷 信君) 異議がある・・・。

10番(鈴木多津枝君) 異議があります。

議長(板谷 信君) 異議なしでは諮りませんので、今言った5名について賛成の方の起立をお願いしますという・・・。

10番(鈴木多津枝君) 質疑はないんですか。

議長(板谷 信君) ない。

10番(鈴木多津枝君) どうやって決めたのか決定の経過と結果を。結果は今聞きましたけど経過を言っていたきたいです。

異議があるから。今までは異議がなかったから。

議長(板谷 信君) それでは議長が答えればいいだね。そうすりゃ堪忍してくれるだね。わかりました。

あの、経過と結果ね。結果についてはいま申し述べたとおりです。議会運営委員会の委員は、議長、副議長、そして第1常任委員会の委員長、第2常任委員会の委員長の協議の上決定しましたが、議会運営委員という、委員会ということの性質上、議長の諮問機関的な部分がありますので、議長の意向も、要望も言わしてもらいました。そうした中で決定いたしました。

はい、10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) メンバーの中に山本議員と森議員、高畑議員は副議長をやら

れていた方を議運のメンバーに新しく選任といいますか、選任されているんですけども、議長の意向で。それで私は外されてしまいました。選任の中のメンバーから。その理由を教えてください。

議長（板谷 信君） はい。外されたというのは正確な言い方ではないと思います。委員の任期2年ですので、任期が満了したと。で、新しくまた任期が始まります。新しく指名を、任命をしたということです。だから外されたという表現にはならないと思います。

はい。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 結果的には外されたわけですよ。入れないということは外されたということです。そしてそこには議長の意向が強く働いたということも先ほど聞きました。その議長が私を入れなかったという、選任しなかったというその理由を聞いているんです。

ほかの山本議員、それから森議員、継続なわけですよ。で、私ももちろん継続になるかと思っていました。

だけど外されたからには、その理由を聞く権利があると思います。

議長（板谷 信君） はい。極めて微妙な部分ですので。

総体的な評価の中で5人が決まったという形で、特に多津枝さんに問題があったとか、それからほかの人ならだめだとか、そんなことは全くないです。

ただ、ここのところではこの5人が比較的な評価の中で適切ではないかなということ決定、まあ決定は前提です。そんな形で指名を、仮指名をさせてもらいました。

はい。それではもう一度審議に戻りたいと思います。

そうこうしているうちに議会運営委員会の名簿がお手元に配付されたと思います。

議会運営委員の選任についてお諮りします。

お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これは、採決は起立によって行いたいと思います。

この5名の委員の方を議会運営委員にすることに賛成の方の起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

よって、名簿のとおり5人の方に議会運営委員の指名が成立いたしました。

議長（板谷 信君） 委員会条例第8条第2項の規定によって委員長及び副委員長は委員会において互選することになっています。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時50分

議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

第1 常任委員会委員長に中澤智義君。副委員長に山本信之君。第2 常任委員会委員長に小藪侃一郎君。副委員長に中野暉君。議会運営委員会委員長に高畑雅一君。副委員長に山本信之君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

追加日程第8 議席の一部変更

議長（板谷 信君） 追加日程第8、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

変更した議席はお手元にお配りした議席表のとおりです。

それではお手元の議席表に従いまして議席を発表させていただきます。

（事務局朗読）

議長（板谷 信君） よろしくお願いいいたします。本日はそのまま次回から変わるようにさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） せっかく議席の変更があるから、いろいろ提案されてるんですけども、ここの真ん中の席を開けて、一般質問を演台でやった後、再質問を、ここで再質問の席に、あそこ2つ空いてるもんですから使ったらどうでしょうかという案が先ほどからいろいろ出てるんですよ。

この際、そういうふうに変えることができるかどうか、ちょっと検討していただきたいんですけど。お願いします。

議長（板谷 信君） 今、鈴木議員からそのような提案がありましたので、議会運営委員会の方へ、高畑さんをお願いして検討してもらいたいと思います。

追加日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（板谷 信君） 追加日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によってお手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第 10 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(板谷 信君) 追加日程第 10、常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

常任委員長から会議規則第 75 条の規定によって常任委員会に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

議長(板谷 信君) これで本日の日程は全部終了しました。

よって、平成 23 年第 1 回川根本町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 5 5 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年10月21日

川根本町議会議長 板 谷 信

川根本町議会副議長 高 畑 雅 一

会議録署名議員 山 本 信 之

会議録署名議員 中 田 隆 幸